

○日野町犯罪被害者等支援条例（平成15年3月28日条例第5号）

○日野町犯罪被害者等支援条例

平成15年3月28日条例第5号

改正

平成24年3月28日条例第2号

日野町犯罪被害者等支援条例

（目的）

第1条 この条例は、自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民の遺族または傷害を受けた町民を支援することにより、その精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 犯罪被害 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本の航空機内において行われた人の生命もしくは身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項、同法第39条第1項および同法第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条または同法第36条第1項の規定により罰せられない行為ならびに過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）を直接の原因とする死亡または傷害（医師の診断により全治1箇月以上の加療を要するものをいう。）をいう。

（2） 町民 犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者をいう。

（3） 被害者 犯罪被害を受けた町民

（4） 支援 遺族見舞金および障害見舞金の支給（以下これらを「見舞金」という。）ならびに被害者またはその遺族（以下「被害者等」という。）の支援に係る関係機関の連携をいう。
一部改正〔平成24年条例2号〕

（見舞金の支給）

第3条 町長は、犯罪被害により不慮の死を遂げた被害者にあつては次条で定める遺族の順位の第1位にある者に対し遺族見舞金を、傷害を受けた被害者にあつては傷害見舞金を支給する。

（遺族の範囲および順位）

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

（1） 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

（2） 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹

（3） 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時、胎児であつた子が出生した場合の前項の適用については、その子の母親が被害者の死亡の当時、被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては前項第2号の子と、その他のときにあつては前項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号の記述の順序とし、同位の中に実の関係と法律による関係がある場合を含めて複数名ある場合は、相等しく分割するものとする。

（見舞金の支給制限）

第5条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金の支給をしないことができる。

（1） 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

（2） 被害者が犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害者につき被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上見舞金を支給することが適当でないときと認められるとき。

(見舞金の額)

第6条 見舞金は一時金とし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 被害者1人につき30万円
- (2) 傷害見舞金 10万円

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、見舞金の支給を受けようとする者が当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、または当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(認定)

第8条 町長は、前条第1項の申請があった場合は、速やかに見舞金の支給について審査し、その可否を決定しなければならない。

(見舞金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、または見舞金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金をその支給を受けた者から返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第10条 町長は、警察およびその他関係機関との情報交換、相互協力その他の連携を図り、被害者等の支援に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

付 則 (平成24年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
(日野町犯罪被害者等支援条例の一部改正に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「旧外登法」という。)の規定により外国人登録をしていた者であって、この条例による改正前の日野町犯罪被害者等支援条例第2条第2号の規定により犯罪被害を受けた当時、町民とされる者の支援については、なお従前の例による。